

家庭用品の検査項目 (1.ホルムアルデヒド 2.有機スズ化合物 3.アゾ化合物)

家庭用品とは、衣料品や洗剤など日常生活で使用するさまざまな生活用品のことです(薬、化粧品、食品、食器などは除きます)。

家庭用品には、機能や品質の向上のためにさまざまな化学物質が使用されていますが、これが人体に有害な影響を与えるおそれもあります。そのため、有害物質の含有量に基準を設けて規制を行っています。

当所で検査している主な項目は次のとおりです。

1. ホルムアルデヒド

刺激臭のある気体で水に溶けやすく、40%水溶液はホルマリンと呼ばれ、殺菌・消毒薬として用いられています。合成樹脂の原料や、繊維製品の防しわ加工剤などに使用されていますが、皮膚や粘膜を刺激し炎症を起こさせるなどの毒性があります。

当所では、繊維製品について基準に適合しているか検査を行っています。

2. 有機スズ化合物

トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物の総称です。皮膚刺激があり、経皮吸収されやすく、慢性毒性として生殖機能障害を引き起こすことがあります。

家庭用品には使用してはならないことになっていますが、まれに、不純物として混入したものが検出されることがあります。

当所では、繊維製品と靴墨・靴クリームについて検査を行っています。

3. アゾ化合物

アゾ染料は、繊維製品や革製品などに幅広く使われている染料です。一部のアゾ染料は人の皮膚表面や腸内細菌、肝臓などにより、還元的に分解され発がん性を有する特定芳香族アミンを生成することが報告されています。

当所では、繊維製品についてのアゾ化合物の検査を行っています。